

# 家具転倒防止対策促進事業

防 災

東京都港区（人口 19万人）

## 概要

地震時における家具転倒等による人的被害を最小限に抑えるため、区内の希望世帯を対象に、家具の転倒防止器具やガラスの飛散を防止するためのフィルム等を現物で助成。

あわせて、高齢者のみの世帯や障害者がいる世帯等に対しては、助成を受けた家具転倒防止器具等の取り付け支援も行っている。

## 背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者約6,400人、重軽傷者約43,000人という甚大な被害をもたらした。

このうち「家屋の倒壊、家具類等の転倒による圧迫死」は最も多い死亡原因として全体の約9割を占めており、首都直下地震発生の切迫性も指摘される中、震災時における人的被害を抑える観点から、住居内における家具の転倒防止対策に取り組むことが求められていた。

## 家具転倒防止対策促進事業

### 1. 概要

港区内に住所を有し、住居内の家具の転倒防止対策をしようとする世帯を対象に、家具転倒防止器具等を現物で助成している。

### 2. 助成品目等

【助成品目（例）】

マグニチュード7（隙間設置用つっぱり棒）  
タンスガード（壁面固定用ベルト式金具）  
ふんばる君（転倒防止用マット）  
ガラス飛散防止フィルム

【助成限度】

各品目ごとに設定されたポイント（1P 300円）に応じ、合計50Pを限度に助成。助成は一世帯につき1回限り。

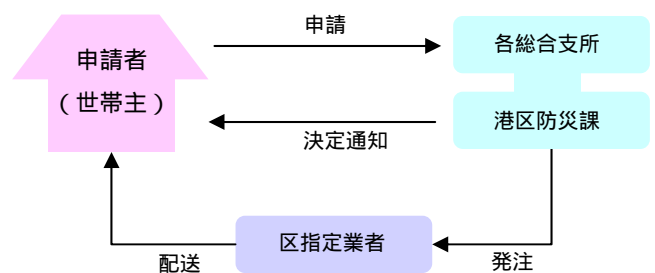


【マグニチュード7 15P】



【ふんばる君 6P】

### 3. 申請等の流れ



### 4. 活用制度

なし

家具転倒防止器具等の助成は単独事業として実施

## 家具転倒防止器具等取付支援事業

### 1. 概要

家具転倒防止対策促進事業の助成決定者の中で、高齢者のみ世帯や障害者のいる世帯等を対象に、家具転倒防止対策促進事業の助成を受けた器具等の取り付け支援（無償）を行っている。

### 2. 対象世帯

区内に住所を有し、助成を受けた器具等を自力で取り付けることが困難な世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯。

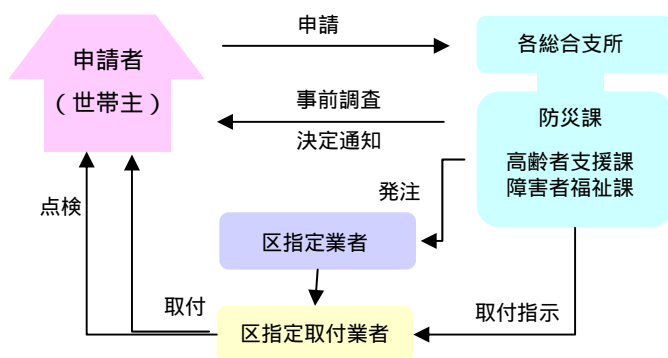
65歳以上の高齢者の単身世帯又は高齢者のみで構成される世帯

介護保険法による要介護認定（要介護3以上）を受けた者の属する世帯

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等の属する世帯

その他区長が特に必要と認める世帯

### 3. 申請等の流れ



### 4. 活用制度

なし

家具転倒防止器具等の取付支援は単独事業として実施

#### 実績・評価

【実績】（平成18年度実績）

家具転倒防止器具等助成：約1,800世帯  
家具転倒防止器具等取付支援：約350世帯

【評価】

家具転倒防止器具等として様々な物品を用意するとともに、受付窓口を地域の総合支所とすることで、制度活用の申請がしやすいものとなっている。

引き続き、家具転倒防止器具等を用いた防災対策の必要性を多くの区民に理解してもらい、本制度のさらなる周知を図ることが重要である。

#### 関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	防災・生活安全支援部 防災課
関連部局	保健福祉支援部 高齢者支援課 障害者福祉課

【連携のポイント】

防災課が所管する家具転倒防止対策促進事業の助成決定者のうち、自力での器具の取り付けが困難な高齢者等を対象とした取り付け支援制度を福祉部局が制度化することにより、高齢者等による本制度の積極的な活用が可能となった。

#### 問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

防災・生活安全支援部 防災課 03-3578-2541  
保健福祉支援部 高齢者支援課 03-3578-2400  
保健福祉支援部 障害者福祉課 03-3578-2671

【関連HP】

区HP（広報みなと）

<http://www.city.minato.tokyo.jp/koho/2007/km070401/1650tps2.html>

## 大規模災害時の応急仮設住宅

## 建設等に関する事前準備

神奈川県（人口 885万人）

## 概 要

大規模地震の発生により県内の住宅が滅失した際に、自力再建が困難な被災者に対して、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、関連事務の流れを整理した「応急仮設住宅供給マニュアル」を整備。緊急時に備え、市町村や関係団体との情報共有を図っている。

また、一定規模以上の土地であってライフラインの整備が容易であるなど、被災時に応急仮設住宅の建設が可能と思われる土地をデータベース化しているほか、緊急時における担当職員の対応能力の向上等を目的として、応急仮設住宅に係る図上演習を実施している。

## 背 景

大規模災害の発生により災害救助法が適用された際、同法に基づき、県は速やかに応急仮設住宅を供給し、被災者の生活基盤の確保を図ることが求められる。

神奈川県では従来より応急仮設住宅の建設に関する事務処理マニュアルを作成していたところであるが、首都圏における大規模地震の発生のおそれも指摘される中、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、応急仮設住宅の建設部分だけでなく、入居管理等の部分を含めた総合的なマニュアルを作成し、部局横断的な事前の準備体制を確立することが求められていた。

## 応急仮設住宅供給マニュアル

## 1. 概要

災害発生時から応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ、入居者の募集事務や入居後のフォロー、応急仮設住宅の維持管理や精算処分といった一連の流れを「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」として整備。市町村、関係団体等に配付している。

## 2. 構成

事務の流れ（フローチャート）  
各事務ごとの具体的な作業手順  
建設地選定基準  
応急仮設住宅建設の留意点  
入居条件等  
入居世帯選定基準  
その他参考資料



【応急仮設住宅】

## 応急仮設住宅建設可能地データベース

## 1. 概要

災害発生時における迅速な応急仮設住宅の建設が可能となるよう、ライフラインの整備が容易で、かつ、一定規模以上の面積（公有地の場合は2,000㎡以上、民有地の場合は4,000㎡以上）があるなど、緊急時に応急仮設住宅の建設が可能と思われる土地について、土地の状況や地権者の連絡先等をデータベース化。

市町村の調査結果を踏まえてデータを更新し、CD-ROMの形で簡易データベース（閲覧・印刷等に機能が限定）を作成の上、県関係部局、市町村及び（社）プレハブ建築協会に提供している。

## 2. 主な登録項目

住所等：応急仮設住宅建設可能地の住所

面積：応急仮設住宅建設可能地の面積

土地利用区分：畑、工業用地、文教・厚生用地、

オープンスペース、空地等の別

利用状況：当該応急仮設住宅建設可能地の現在の利用状況

インフラ整備：電気や上下水道が引ける位置にあるかの別

地権者：土地の利用を調整する相手方とその連絡先

備考：応急仮設住宅建設地の優先順位など



【データベースの画面イメージ】

### 3. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）  
…データベースの更新整備

## 応急仮設住宅図上訓練

### 1. 概要

大規模地震発生時における県、市町村及び関係団体の担当職員の状況判断能力及び関係機関との連絡調整等の対応能力の向上等を図るため、応急仮設住宅建設に関し、応急仮設住宅供給マニュアルに沿って、災害発生時を想定した図上訓練を平成17年度から実施している。

### 2. 訓練内容

<平成17年度>

以下の流れにより、図上シミュレーション型訓練を実施。

進行管理者から訓練参加機関に対し、「状況付与票」により、随時被害状況等を付与。

付与された状況に対する対応策を各機関において検討・決定。

他機関に対して問い合わせ、報告、指示、要請等が必要な場合は「災害対応連絡票」を使用。

「災害対応連絡票」により、問い合わせ等が伝達された場合は、関係各機関は対応策を検討・決定。実施した内容を「災害対応記録票」に記入。



【図上訓練の様子】

<平成18年度>

次の課題について、グループワーク型訓練を実施。

進行管理者から提示された条件を踏まえ、訓練参加者は、応急仮設住宅建設可能地を優先順位を付けて選定。

進行管理者から提示された条件を踏まえ、訓練参加者は応急仮設住宅の配置図を作成。

## 実績・評価

【実績】（平成18年度末時点）

応急仮設住宅建設可能地の登録状況：約2,900箇所  
（面積約2,800ha）

応急仮設住宅図上訓練

第1回：参加者44名（平成18年1月18日）

第2回：参加者57名（平成19年1月18日）

【評価】

「応急仮設住宅供給マニュアル」及び「建設可能地簡易データベース」を関係機関に配付するとともに、これらを使って、職員の事務の流れの理解及び対応能力の向上を図るための「図上訓練」を定期的を実施することで、これまで以上に、被災時における応急仮設住宅の円滑な供給が可能になったと考えられる。

今後は、建設可能地の災害時の利用に係る地権者の事前同意を得るように努めるほか、建設可能地簡易データベースへの測量図及び配置図案などの建設に資する情報の登録を進めることで、より一層、事前準備の質を高めていく必要がある。

## 関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	県土整備部 住宅課
関連部局	安全防災局 災害消防課 保健福祉部 保健福祉総務課 県土整備部 県土整備総務課

【連携のポイント】

県における災害対策全般の所管部局である防災担当部局や、災害救助全般の所管部局である保健福祉部局にも積極的な協力・参加を得たことで、各部局の災害対策における本取組の位置付け及び役割分担について共通認識を図れた。

また、実際の災害対応に関する実務経験のある（社）プレハブ建築協会の協力を得て講演や図上訓練を行うことにより、県や市町村の担当部局における災害対応について、より実践的な対応能力の向上を図ることができた。

## 問い合わせ先

県土整備部 住宅課

045-210-6539



## 概要

潤いある住みよい都市の環境・景観づくりを推進するため、市内に所在する住居・事務所等に新たに生垣を設置する場合に、設置費用の一部を助成。

また、生垣の設置とあわせて既存のブロック塀の取り壊しを行う場合には、その撤去費用についても助成を行っている。

## 背景

生け垣は、目に見える緑を増やし、家や街を彩るだけでなく、地震発生時における倒壊の危険がないなど、景観・防災の両面において高い効果を有している。

新潟市では、生垣が持つこのような効果を踏まえ、緑豊かで潤いある住みよい都市環境及び景観づくりを進める観点から、平成4年に生垣設置奨励助成制度を創設し、生垣の設置を奨励している。

## 生垣設置奨励助成制度

### 1. 概要

新潟市内において新たに生垣の設置等を行う場合に、その費用の一部について助成金を交付している。

### 2. 交付対象者

新潟市に居住する者又は事務所が新潟市に所在する法人で下記のいずれかに該当する者

新たに生垣を設置する者

ブロック塀等の全部又は一部を除却し、これに替えて生垣を設置する者

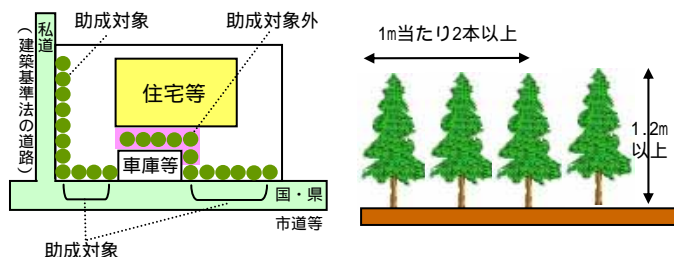
コンクリートブロック塀、石垣、コンクリート塀その他これに類するもの

### 3. 交付要件

#### 【生垣の設置】

設置する生垣が国道、県道、市道その他建築基準法上の道路に3m以上面していること

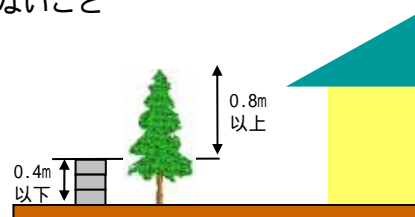
樹木の高さは120cm以上とし、生垣の長さ1m当りに2本以上が列状に植え込まれていること



#### 【ブロック塀等の除却】

除却の延長は3m以上で生垣設置延長を超えないこと

除却後の高さが概ね40cm以下であり、生垣の健全な育成を妨げないこと



### 4. 助成金額

以下の区分毎に算出した額を交付。ただし、助成金の交付は1宅地について年1回を限度とする。

なお、助成金の交付を受け生垣を設置した者は、少なくとも5年間はその保全に努めることが求められる。

#### 【生垣の設置】

1m当たりの設置費用×設置する生垣の長さ  
設置費用は3千円/m、総額は9万円が上限

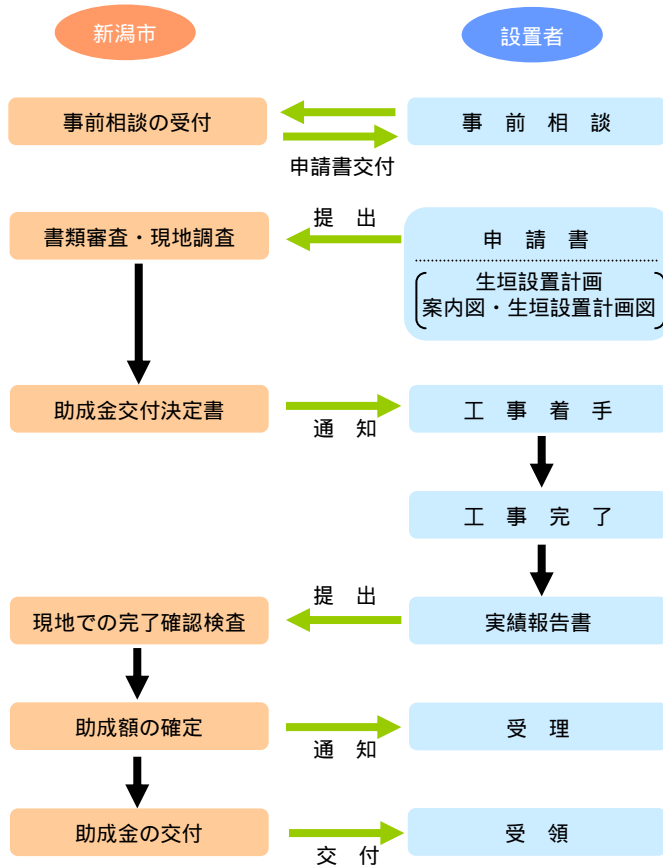
#### 【ブロック塀等の除却】

1m当たりの除却費用×除却するブロック塀等の長さ  
設置費用は3千円/m、総額は9万円が上限



【助成を受けて設置された生垣】

## 5. 申請手続等の流れ



## 6. 活用制度

なし

奨励金の交付は市単独事業として実施

### 実績・評価

#### 【実績】

平成16年度実績：65件（3,024千円）  
 平成17年度実績：60件（2,974千円）  
 平成18年度実績：83件（3,291千円）

#### 【評価】

制度創設以来、順調に活用実績が伸びてきているところであり、今後とも、市報・区役所だより、パンフレットの設置・ホームページ等で制度の周知を行い、市民が利用できるよう努めていく。

### 関連部局・連携のポイント

#### 【関連部局】

担当部局	土木部 公園水辺課
関連部局	建築部 建築行政課 住環境政策課

#### 【連携のポイント】

建築確認申請等の窓口である建築行政課においてパンフレットの配布を行い、本制度の周知・啓発を図っている。

また、住環境政策課では、毎年度開催している「すまいづくり教室」の参加者へ本制度について周知・啓発しているほか、住宅・住環境に関する情報を総合的に提供する「住まいのホームページ」及び「住まいの情報コーナー」において本制度について周知・啓発に努めている。

### 問い合わせ先 & 関連HP

#### 【問い合わせ先】

土木部 公園水辺課  
 025-226-3061

#### 【関連HP】

市HP（民有地の緑化推進）  
<http://www.city.niigata.jp/info/kouen/minyuchi.htm#IKEGAKISECHI-SYOREIJOSEI-SEIDO>

## 洪水ひなん地図とにいがた防災メール

新潟市（人口 80万人）

## 概 要

自然災害発生時における被害の防止や軽減を図るため、市内の主要な河川について、堤防が破堤した場合の浸水予想と地区内避難所を表した「洪水ひなん地図」を作成し、地域住民に配布している。

また、災害時等における避難情報等を、あらかじめアドレス登録されたPC又は携帯電話に「新潟防災メール」として配信している。

## 背 景

平成16年7月に発生し、記録的な被害をもたらした新潟・福島豪雨や平成17年10月に発生した新潟県中越地震など、大規模な自然災害はいつどこで発生してもおかしくない。

このような災害の発生時に、被害の未然防止や軽減を図るためには、地域における防災対策の強化に加え、平時より、市民の防災意識の高揚や防災情報の共有等を図るとともに、緊急時における迅速かつ確実な災害情報の伝達体制を構築することが重要となっている。

## 洪水ひなん地図

## 1. 概要

大雨による増水により新潟市内の主要な河川の堤防が破堤した場合を想定し、市内の地区毎に、浸水予想結果と地区内避難所を表した洪水ひなん地図を作成。区役所等を通じて各地区内の住民に配布している。

## 2. 内容

対象河川毎の浸水想定区域及び避難所  
災害情報の入手方法等について  
避難の心得等について



【洪水ひなん地図】

## 3. 活用制度

総合流域防災事業  
...洪水ひなん地図作成費

## にいがた防災メール

## 1. 概要

災害時等における避難情報など、災害に関して緊急を要する情報について、あらかじめアドレス登録されたPC又は携帯電話にメールで配信。また、月に1度、テスト配信を兼ねて防災啓発に関する情報を配信している。

## 2. 配信情報

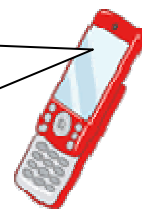
避難情報（避難準備情報、避難勧告及び避難指示）  
災害等に関して緊急に配信する必要があると認められる情報  
防災啓発に関する情報

From : keitai@\*\*\*\*\*  
Subject : 災害緊急情報

にいがた防災メールです。

【災害緊急情報】

午後 時 分から、 地区  
で発生している停電により、  
地区の避難所を午後  
時 分に開設しました。



【メール配信イメージ】

## 実績・評価

## 【実績】（平成18年度末時点）

ひなん地図の配布部数：267,800部  
防災メール登録件数：3,953件

## 【評価】

洪水ひなん地図については、新潟市の政令指定都市移行に伴い、新たな区域別の地図を作ると共に、洪水の情報だけでなく、地震、津波など総合的な防災情報を載せた分かりやすい地図にすることが望ましい。

にいがた防災メールについては、利用者の増加に伴い、登録者全員へのメール送信に時間がかかるようになってきていることから、サーバーの増強などメールの遅延に対する措置が必要となっている。

## 関連部局・連携のポイント

### 【関連部局】

担当部局	市民生活部 危機管理防災課
関連部局	建築部 住環境政策課

### 【連携のポイント】

今後、住環境政策課においても、住宅・住環境に関する情報を総合的に提供する「住まいのホームページ」及び「住まいの情報コーナー」等において、これらの取り組みについて周知・啓発していく予定である。

## 問い合わせ先 & 関連HP

### 【問い合わせ先】

市民生活部 危機管理防災課

025-226-1143

### 【関連HP】

市HP（にいがた防災メール）

<http://www.city.niigata.jp/info/bousai/14bousaimail/bousaimail.htm>